附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　平成二十五年七月一日前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第百二十四条の専修学校であって船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は水産大学校、海上保安大学校本科、海上保安学校本科、海技大学校海技士科、海技大学校講習科、海員学校本科、海員学校専修科、独立行政法人水産大学校、独立行政法人海技大学校海技士科、独立行政法人海技大学校講習科、独立行政法人海員学校本科、独立行政法人海員学校専修科若しくは独立行政法人海技教育機構海技士教育科の課程（中等教育学校にあっては、後期課程に区分されたもの に限る。）を開始した者の乗船履歴に係る職務の内容については、第二条による改正後の乗船履歴に係る職務の内容の記録に関する告示第一項の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

○防衛省告示第二十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用及び追加提供が平成二十六年二月十九日次のとおり決定された。

平成二十六年二月二十日

防衛大臣　小野寺五典

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇六八	千歳飛行場	北海道石狩郡当別町	国有	建物：約五〇〇平方メートル 平成二十五年十二月二十六日
五〇八六	立神港区	佐世保市	国有 民有 国有	土地：約四、七〇〇平方メートル 土地：約二〇平方メートル 工作物：岸壁 平成二十六年二月四日
五一二三	大矢野原・霧島演習場	えびの市	国有	建物：約八九〇平方メートル 平成二十五年十二月五日
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有 公有	土地：約七三〇、〇〇〇平方メートル 土地：約三七、〇〇〇平方メートル 平成二十六年一月十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	水域：約一九、〇〇〇平方メートル（工事期間中） 水域：約二、六〇〇平方メートル（工事完了後）	佐世保市が防波堤等の設置のため共同使用する。
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	水域：約三六、〇〇〇平方メートル 佐世保市が国際航路新設に伴い、泊地の浚渫工事を実施するため共同使用する。	
五〇二九	佐世保海軍施設	佐世保市	土地：約三五〇平方メートル 佐世保重工業株式会社が機材の荷揚げ及び積込み用地として共同使用する。	
五〇八六	立神港区	佐世保市	水域：約六、四〇〇平方メートル 沖縄県が防波堤の設置のため共同使用する。	
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市		

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
二〇〇一	三沢飛行場	三沢市	国有	建物：約二九〇平方メートル 工作物：貯槽等 機械室等として追加提供する。
三〇六六	根岸住宅地区	横浜市	国有	工作物：土留等 土留等として追加提供する。
三〇七九	キャンプ座間	相模原市、座間市	国有	建物：約七、七〇〇平方メートル 工作物：水道等 教育施設等として追加提供する。
三〇八四	相模総合補給廠	相模原市	国有	建物：約三、八〇〇平方メートル 工作物：貯槽等 管理棟等として追加提供する。
三〇九九	横須賀海軍施設	横須賀市	国有	建物：約一五、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 管理棟等として追加提供する。
三一四四	鶴見貯油施設	横浜市	国有	建物：約三〇平方メートル 機械室等として追加提供する。 工作物：鋪床等 土地：約一八〇、〇〇〇平方メートル
三一八八	相馬原演習場	群馬県北群馬郡榛東村	国有	建物：約九、九〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設等として追加提供する。 使用期間：平成二十六年二月二十四日から同年三月十日までの間 陸上自衛隊相馬原演習場及び陸上自衛隊相馬原駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
四一六七	日本原中演習場	岡山県勝田郡奈義町	国有	建物：四四〇平方メートル 工作物：水道等 炊事場等として追加提供する。 使用期間：年約六週間（仮設建物等を設置する場合にあっては、その設置期間） 陸上自衛隊日本原中演習場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。